

事務連絡

令和2年3月26日

地方公務員災害補償基金

各支部事務長 殿

地方公務員災害補償基金補償課長

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）における公務災害及び通勤災害の認定について（通知）

新型コロナウイルス感染症による地方公共団体職員の健康管理・安全管理については、総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室長より令和2年3月26日付けで通知されているところですが、標記の件については、令和2年3月9日付けのメールでお知らせしているとおり、被災職員から認定請求があった場合には、各支部において、「公務上の災害の認定基準について」（平成15年9月24日地基補第153号）、「「通勤」の範囲の取扱いについて」（昭和62年5月20日地基補第81号）等に則って、公務災害及び通勤災害の認定を行っていただきますが、公務（通勤）起因性等が不明確な災害については、個別事案ごとに本部で相談に応じますので、ご連絡ください。

また、本件に関連する公務災害及び通勤災害の認定請求があった場合には、認定請求書の写し等災害発生の概要等が分かるものを速やかに、当職までご連絡いただきますようよろしくお願いします。